



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2011年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

mobile.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」本紙、当社ホームページをご覧ください。

石川議員ら3人有罪

東京地裁 報告書虚偽記入を認定

陸山会事件

小沢一郎民主党元代表の資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる収支報告書虚偽記入事件で、政治資金規正法違反罪に問われ、無罪を主張していた元秘書

3人の判決が26日、東京地裁(登石郁朗裁判長)であり、元私設秘書の衆院議員石川知裕被告(38)に禁錮2年、執行猶予3年(求刑禁錮2年)を言い渡した。



判決公判のため東京地裁に入る石川知裕被告 26日午後

元私設秘書池田光智被告(34)は禁錮1年、執行猶予3年(求刑禁錮1年)。元公設第1秘書大久保隆規被告(50)は陸山会事件、西松建設の巨額献金の両事件でいずれも有罪と認定。禁錮3年、執行猶予5年(求刑禁錮3年6月)とした。

元秘書の公判では強制起訴された小沢元代表との共謀は審理の対象となっておらず、今回の判決が元代表公判の結論を左右することはないが、虚偽記入が認定されたことで政治責任を問う声が高まるのは必至だ。

①小沢元代表からの借入金4億円をめぐる虚偽記入の成否
②中堅ゼネコン水谷建設(三重県桑名市)からの「裏献金」受領の有無が主な争点。起訴内容や他被告との共謀を認めた供述調書の相当数は任意性を否定され、証拠不採用となった。